

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 6 年 8 月 2 3 日（金） 午前 9 時 2 9 分 開会 午前 1 0 時 4 1 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6 人)	大垣 真一 橋田 夏枝 中山 真由美
	勝又 澄子 長嶋 一樹 八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (4 人)	教育長（山口 賢人）
	学校教育担当部長（櫻井 綾子）
	教育部参事（兼）学校教育課長（守屋 康弘）
	学校教育課学校給食係長（高橋 勇介）
7 傍 聴 者	1 2 名
8 事 務 局	次長 主事補
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 48 号 伊勢原市学校給食費に関する条例の制定について
議案第 49 号 伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

結 果 可 決

午前 9 時 29 分 開会

○委員長【大垣真一議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件及び陳情の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から教育長に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 改めまして、おはようございます。日頃より本市の教育行政に対しまして、御理解、御支援いただきまして、本当にありがとうございます。そしてまた、このたびはいろいろ御心配をおかけし、申し訳ございませんでした。この後、お時間も頂けるといいますので、また改めてお話をさせていただきます。

本日は教育委員会関係の議案 2 件、条例の案件があります。先日の審査で総括的な御審議いただきましたけれども、今日はもう少しお時間をかけて、細かい部分も御審議いただけたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長【大垣真一議員】 それでは、「議案第 48 号、伊勢原市学校給食費に関する条例の制定について」及び「議案第 49 号、伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」の議案 2 件を一括議題といたします。

本議案 2 件については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

それでは、質疑のある方。

○委員【勝又澄子議員】 数点お聞きします。未納者について聞きます。他の自治体の例では、未納者の対応は収納課が行うとありましたが、伊勢原市は未納者の対応業務をどこが行うのでしょうか。

2 点目に、給食費の公会計化の業務は何人の職員の方が配置をされているのか、お聞きします。

○教育部参事【守屋康弘】 まず、未納者の対応につきましては、学校給食費の徴収は税外収入になることから、収納課の事務分掌には該当いたしません。しかしながら、督促や催告に関する経験、知識を有する収納課には効果的な手法、手段を御指導いただき、本課にて適切に対応してまいります。

一方、市の事務分掌における歳入金の口座振替及び収納方法の拡充に関するこ

とは収納課の事務と掲げられておりますので、公会計化に伴う学校事務費は、指定金融機関やコンビニエンスストア等で取扱いできるよう、連携して準備を進めております。

次に、体制のお話です。公会計化の導入に当たりまして、まず7月1日付で学校給食係1名の職員の増員、配置がございました。公会計化に当たり、現在の人員よりも2人増員が必要と考えておりますので、引き続き増員を要望しておきます。7月1日付で増員により、現在、学校給食係は9名で対応しておりますが、1名増員して10名の体制でいければと考えているところです。

以上です。

○委員【勝又澄子議員】 未納者への対策として、経済的に困難な世帯へ就学援助などにつなげるなどを市が行うのか、見解をお聞きます。

2つ目に、未納の分への対応として、文部科学省からの概要で、学校給食公会計化の概要に、給食の申込みの中に未納があった場合に、児童手当から徴収するというのを同意するか、しないかの回答欄を設けるとありましたが、伊勢原市でも同様なことを行うのでしょうか。

○教育部参事【守屋康弘】 まず、就学援助等の案内ですが、本市では、毎年、全児童生徒の保護者宛てに就学援助の案内のチラシの配布をしております。引き続き、周知等を進めるとともに、学校と連携して、もし未納の方で対象となり得る方がいれば、また御案内等できればと考えております。

次に、児童手当との関係ですが、現在、子ども部と調整しながら、給食費の未納のある方については児童手当からの徴収をするようなことも行っております。現時点では、公会計化後も同様に未納者への対応として進めていきたいと考えておりますが、委員、御指摘のとおり、事前に申し込める形でもできることは承知しておりますので、また引き続き研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員【勝又澄子議員】 最後に、審議会で給食費についての検討が行われるということでしたが、具体的に給食費の引上げに対応するのか、市としての予算全体を引上げ補填するのか、それも含めた検討なのかをお聞きます。

○教育部参事【守屋康弘】 現在、物価高騰等によりまして国の交付金等を活用して給食の食材の高騰分の補填をしていることもございます。今後、給食費の額を決定していくところでは、そういった面を含めて、審議会等に諮問をして答申を諮りながら決定していきたいと考えています。基本的に今のところでは学校給食費法の規定にのっとり、食材分は保護者に御負担いただくこととなりますので、基本は給食の食材分が不足する場合には、それに見合う額にするべきものと考えております。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、さきの委員とちょっと重なってしまいますけれども、整理したいので、お聞きしたいと思います。

まず1点目ですけれども、学校給食費については、今後、公会計で処理するこ

とになりますけれども、担当課はどのような対応、これは執行体制ですとか、滞納整理等のことなんですけれども、どのような対応をしていくのか、伺います。また、担当課は新たな相当なボリュームのある業務が加わるわけですが、現行体制において職務遂行に支障を来さないか、伺います。

2点目です。現在、1人当たりの学校給食費と市全体の学校給食費の総額について伺います。

○教育部参事【守屋康弘】　まず1点目の御質問に対してです。公会計化に伴い、新たに発生する業務は、徴収管理システムの管理運用、学校給食費の賦課徴収及び未納が発生した場合の督促事務、減免申請の対応、食材の購入等が挙げられます。これらの業務につきましては、学校教育課が所管し、先ほど答弁いたしました、正規職員2名の増員が必要な業務量に相当すると考えております。体制を整備することにより、引き続き安全安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

2点目の御質問です。現在、保護者が負担する給食費は月額4,250円となり、総額でいきますと、2億2,000万円程度になります。また、令和5年度、昨年度は物価高騰への対応として、地方創生臨時交付金を活用し、約860万円の補填をしております。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】　学校給食費の内容について、経済的困窮世帯の子どもに対しては生活保護の教育扶助で支援をしていると思いますけれども、それでは、この条例で規定する減免の内容について伺います。

○教育部参事【守屋康弘】　一般に減免措置とは、病気や休職などにより一時的に所得が減少し、著しく生活が困窮した方が申請することにより、市税等の減額や免除を受けられる制度として捉えられておりますが、学校給食費については、生活保護の教育扶助費であったり、準要保護者への就学援助の対象であることから、経済的困窮者に対する減免制度とは異なるものになります。条例案の第4条で特別な理由があると認めるときについて規則で定めることとしておりますが、給食の提供を一定期間受けられない場合に日割りの給食費を減額するといった制度を想定しております。具体的には、入院等、個々の理由により学校給食を一定期間受けられない場合、学級閉鎖等のクラス単位、学校単位で一定期間学校給食を受けられない場合等を想定しております。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】　今回の条例の附則を見ますと、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができるとありますが、必要な準備行為とは何か、伺います。

○教育部参事【守屋康弘】　条例案第3条2項において規則で定めるとしては、給食費の額や徴収方法に係る準備行為が挙げられます。まず初めに、給食費の額の決定については、学校給食運営審議会による諮問答申を得て教育委員会で決定しますが、この手続等は施行日前に執り行います。次に、

徴収方法については、口座振替やコンビニエンスストアによる支払い等は、事前に金融機関と契約を締結し、納付書の印刷のテスト等の事前準備を経て実現されます。また、保護者には、施行日より前に学校給食費の引き落とし用の口座を登録していただく必要があります。これらは内部的な事務にとどまらず、対外的な手続を要することから、附則に明記しているものでございます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 伊勢原市学校給食運営審議会のことについて再度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。この委員の構成、あるいはどのような方が選ばれるのか、その方法について確認したいと思います。よろしくお願いします。

○教育部参事【守屋康弘】 委員の構成につきましては、学識経験者、一般公募の方、小中学校長の代表、栄養教諭等の代表、保護者の代表の6名程度を考えております。学識経験者につきましては、本市と東海大学の包括協定を利用し、栄養学や学校給食運営の知識等がある方の推薦を調整しております。一般公募につきましては、伊勢原市審議会等の委員公募要項に基づき、市ホームページ、市広報紙に募集記事を掲載し、学校給食の知識に精通している方の選定を考えております。世代や男女比を考慮し、多様な意見が出るような委員選定に努めてまいります。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 確認しました。そうすると、委員の任期、あるいは諮問内容、諮問時期についてはどうなりますか。

○教育部参事【守屋康弘】 現在、想定しております委員の任期は2年とする予定でございます。

今年度、審議会に諮問を予定している事項としましては、先ほども答弁いたしました。適正な学校給食費について考えております。昨今の不安定な社会情勢や円安の影響で小麦粉や油を中心に給食食材の高騰が続いており、学校給食を提供する現場では厳しいやりくりが続いておりますため、文部科学省が定める学校給食摂取基準を満たし、安心して安全な学校給食を提供するために必要な給食費の額を審議会に諮問し、答申を得たいと考えております。

なお、諮問時期は、改正条例を御承認いただいた後、教育委員会定例会で審議会規則の承認及び審議会委員の承認を得ることから、11月頃となる予定でございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【中山真由美議員】 それでは、私からも、まず2点、質疑させていただきます。

本会議の質疑の答弁で、公会計化については専門部署との連携を図りながら進めていくとのことでした。具体的にはどのように連携を図っていくのか、伺います。

2点目、食材業者への支払い等は具体的にどのように変更になるのか、伺いま

す。

まず2点、お願いいたします。

○教育部参事【守屋康弘】　　まず1点目です。繰り返しの答弁の部分もごさいますが、学校給食費の徴収は税外収入になることから、収納課の事務分掌には該当いたしません。しかしながら、督促や催告に関する経験、知識を有する収納課には、効果的な手法、手段を御指導いただき、本課にて適切に対応してまいります。一方、市の事務分掌における歳入金の口座振替及び収納方法の拡充に関することは収納課の事務として掲げられており、公会計に伴う学校給食費を指定金融機関やコンビニエンスストア等で取扱いができるよう、連携して準備を進めております。

次に、2点目です。学校給食における食材調達は、現在、各学校で発注の上、支払いを行っております。公会計化後の対応につきましての詳細につきましては、現在、校長会と協議中ではございますが、食材の発注は市または学校が行い、支払いを市で行う予定としています。

以上です。

○委員【中山真由美議員】　　今の御答弁の食材の発注について再度質疑させていただきます。食材の発注は市または学校が行い、支払いを市で行う予定とのことですが、食材の発注については市または学校とそれぞれに行うのか、または市が行う、学校が行うと統一することが協議中なのか、伺います。

○教育部参事【守屋康弘】　　現在、市が各学校の発注を取りまとめて発注を行うか、または各学校が発注を行うかを校長会と協議しているところでございます。

なお、市と学校がそれぞれ発注を行う場合は想定しておりません。

以上です。

○委員【中山真由美議員】　　それでは、1点伺います。保護者に対する周知のスケジュールを伺います。

○教育部参事【守屋康弘】　　学校給食費を円滑に徴収できるよう、保護者に対して手続等について十分な周知に努めてまいりたいと考えております。現在のスケジュール感では、年末から年明け頃に在籍する児童の保護者に対し文書で周知するとともに、口座振替の依頼や学校給食への申込書等の必要な申込書類を送付する予定で、口座振替等、必要な手続については可能な限り電子申請を利用できるよう準備を進めてまいります。

なお、新入生、新小学1年生に対しましては、1月に就学通知を発送しております。そちらの通知の中に在校生に発送するのと同様の文書を同封しまして、周知を図り、口座振替等の手続を依頼していく予定でございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】　　それでは、私から議案第48号について3点お伺いいたします。

児童生徒の転出入に伴って、新たに徴収、あるいは余分な給食費を返金するなどの業務を市が担うこととなりますが、学校からの情報をどのように入手して即

座に対応させていくのか、お伺いいたします。

2点目です。公会計化に伴って、教員の負担減にはなっていくと思いますが、学校事務職員に対してはしわ寄せ等が来ることがないのか、念のため、お伺いいたします。

3点目です。これまで学校ごとに購入していた給食の食材を市一括で購入した場合は、地域食材を使つての自校式ならではのオリジナルメニューがなくなってしまうのではないかという心配もありますが、どのように各校の独自性の給食を維持するのか、お伺いいたします。

○教育部参事【守屋康弘】 順次お答えいたします。

まず1点目です。現在、構築中の給食費の徴収管理システムは、各学校でも入力等が可能なものですので、喫食状況等を把握し、転出入があったときには速やかに対応いたします。

次に、2点目です。食材の発注や喫食管理は、市または学校の栄養教諭等が行い、支出は市で行う予定としております。学校給食費に係る業務で学校事務職員の負担が増加することはないと考えております。

次に、3点目です。本市の給食は、現在、全市共通の献立で、地場産野菜の活用等を図りながら実施しております。公会計の導入後も自校方式の強みを生かした安心な給食の提供に努めてまいります。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 最後に、第49号の学校給食運営審議会委員について1点質疑します。同審議会の果たす役割というのは重要であり、時には審議会決定事項が市に影響を及ぼす場合も想定されますが、こういった場合に影響してくるのか、具体例を挙げていただいて御説明いただきたいと思います。

○学校教育課参事【守屋康弘】 一部、繰り返しの部分もございますが、そのまま答弁いたします。学校給食運営審議会は、学校給食の運営に関する重要な事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する役割を担っております。具体的には、今年度は適正な学校給食費の設定を考えております。先ほども答弁いたしました但、現在、給食食材の高騰等が続いており、学校給食を提供する現場では厳しいやりくりも続いているため、文部科学省が定める学校給食摂取基準を満たし、安心で安全な学校給食を提供するために必要な給食費の額を審議会に諮問し、答申を頂いた上で教育委員会で決定してまいりたいと考えております。

また、次年度以降の協議事項としましては、現在、教育委員会において検討を進めている将来の学校給食施設の在り方について、当面は、各方式の費用の試算であったり、近隣市の状況等を報告し、今後の方針策定に向けての準備を進める見込みでございます。これらの意味で学校給食運営審議会の役割は重要で、市への影響もあると考えております。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員長【大垣真一議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、議案第４８号及び第４９号についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 日本共産党伊勢原市会議員団を代表し、「第４８号、伊勢原市学校給食費に関する条例の制定について」、「議案第４９号、伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の意見として述べます。

給食費の支払いは各小学校の教職員が行っていましたが、教職員は多くの業務があり、多忙を強いられています。給食費の公会計化になれば、教職員の負担軽減が図られ、子どもたちに向き合う時間が確保され、授業改善の時間などをつくることのできるのではないかと考え、公会計化には賛成しますが、給食費未納の家庭について、児童に直接関わることのない市の職員が個々の状況を把握し、経済的に苦しい家庭などへも考慮することができるのかは懸念するところがあります。公会計化に伴う業務を行う職員の人数を適切に配置し、経済的に支援が必要な家庭に丁寧に対応を行ってほしいと考えます。文部科学省も２０１９年に公会計化のガイドラインなどを出し、導入を進めているため、周辺の自治体でも公会計化は進んでいます。伊勢原市でも、教職員の超過勤務軽減などのために公会計の導入は必要であると考え、議案第４８号、議案第４９号に賛成の意見とします。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、２議案に対して賛成の立場で意見を申し上げます。

本日は、来年度開始される学校給食費公会計に向けての新条例設置と条例改正について審議してまいりました。教職員の働き方改革に伴い、本来の教員の仕事とは言い難い給食費の徴収等の業務を減らし、負担軽減を図る給食の公会計についてはようやく導入のめどがついてきました。これまで現場の先生方が御家庭の都合で支払われていない給食費を生徒を通じて督促することや、現場を離れて金融機関に手続に行くなど、大きな負担となり、本業にも影響が出ていたと察します。公会計化により教職員の負担軽減となることはよいことです。しかし、公会計を実施したことにより、市と学校との間になる方の業務が増えたり、負担増が一極集中してしまうことがあってはなりません。適正な人員配置を行い、効率よく事務作業を行うシステムを早期に確立していただき、教員も保護者も負担軽減できるよう最大限の努力をお願いいたしたいと思います。また、将来的には給食費の公会計だけでなく、学校徴収金の全体の公会計も進めていただき、学校現場で現金を取り扱わなくてもよくなるよう、さらなる小中学校における公会計化の制度設計を研究していただくことを期待いたしまして、本議案の賛成意見といたします。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより１議案ずつ採決いたします。

まず、「議案第４８号、伊勢原市学校給食費に関する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、「議案第４９号、伊勢原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案第４８号及び第４９号の審査を終了いたします。

それでは、ここで議事の都合により暫時休憩いたします。教育長及び教育部の皆様、御苦勞様でした。

午前１０時 休憩

午前 10 時 9 分 再開

議 題 陳情第 6 号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情
陳情第 9 号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出を求める陳情
結 果 不採択

○委員長【大垣真一議員】 再開いたします。

次に、「陳情第 6 号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情」及び「陳情第 9 号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出を求める陳情」の 2 件を一括議題といたします。

2 件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、2 件についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情第 6 号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情」、「陳情第 9 号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出を求める陳情」に賛成の意見として述べます。

12 月 2 日から現行の健康保険証の発行が終了することが決まっています。マイナンバー保険証の利用率は、利用促進のためのキャンペーンを行っても、6 月の利用率は 9.9% でした。利用率が少ないのは、不安を払拭できないことや、現行の健康保険証で事足りているからです。マイナンバー保険証一本化にする理由はありません。

マイナンバー保険証は多くの問題が起きています。医療機関でマイナンバー保険証の読み取りができず、資格確認ができないため、10 割負担になった方や、ほかの人の情報がひもづけされるなど、プライバシー権の侵害や気づかなければ命に関わるようなトラブルが起きています。マイナンバー保険証の利用率を上げるために利用者を一定以上増やした医療機関に対し支援金を出すなどキャンペーンを行っています。大手薬局でマイナンバー健康保険証がないと薬が出せないかのような説明をするトラブルも発生しています。また、マイナンバー健康保険証と現行の保険証を持っている人では受診料が 6 円違うなど差が出ています。

マイナンバー保険証を持っていない人や施設入所などにより必要な人には資格確認書を発行することになっていますが、それならば、現行の保険証を存続し、国民が安心して平等に医療を受けられるようにすることが必要だと考えます。そのためにも、マイナンバー保険証だけではなく、現行の保険証を今までどおり発行し、両立すべきだと考え、以上のことから、陳情第 6 号、陳情第 9 号に賛成の意見とします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、私からも陳情第 6 号及び第 9 号について

意見を申し上げます。

医療大国日本の世界に誇るべき国民皆保険制度を支えてきた一つの要因が健康保険証の存在であるというのは間違いがないことだと思います。健康保険証は現時点まで幾多の改正を経て、分かりやすく使いやすい手慣れたツールとなっており、しばしば身分証明書としても活用されてきました。そのような状況の中、現今のデジタル化社会の到来に対応するため、令和3年10月から従来の健康保険証の機能をマイナンバーカードと一体化した、いわゆるマイナ保険証の運用が開始されました。

マイナ保険証の活用については、まず受付がカードリーダーで行われるため、手続きが簡略化され、医療機関で速やかに診察を受けられる。続いて、病院で薬の処方をしてもらうとき、他の医療機関で処方してもらった薬の情報が共有できて、無駄な薬の服用を下げるができる。さらに、引っ越しや転職により加入先が変わっても届出するだけでカードは継続してそのまま利用できる。また、医療費控除の確定申告をする場合、マイナポータルからe-Taxに連携し、自動的に行うことができるなどのメリットがあります。

反面、マイナ保険証の活用については、現時点でも、本陳情のとおり、マイナンバーカード自体のシステムや制度への多くの国民の不信、不安があること、また、マイナ保険証として活用したとき、本来は保険資格が有効であるのに関わらず、ヒューマンエラー等のミスにより無効とされてしまうケースが生じているなどの事例があることについては承知しているところであります。

マイナ保険証の利用に際しては、さきに述べたとおりのメリットがあるとともに、デメリットの是正についても、現在、政府が全力で取り組んでおり、さらに日本がデジタル社会の構築に際し、世界水準に後れを取らないためにもマイナカードの活用は、今後、必要不可欠となってくると考えられます。

また、本年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間利用できる経過措置が設けられていますので、手元の保険証が12月2日から突然使えなくなるということはありません。さらに、マイナカード及び有効な従来型の健康保険証のいずれもない国民に対しては、医療機関を受診する際に利用できる資格確認書が保険者から無償で交付されます。

よって、本陳情については不採択とします。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、私からも陳情第6号及び陳情第9号についての意見を述べます。

本陳情の内容につきましては、マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルに不安が広がっていることや、マイナンバーカードの対応をしている現場の業務負担が増えていること、医療機関が閉院となるなどに対する御意見と考え、陳情内容には理解するところもありますが、まず、日本の行政のデジタル化が諸外国と比べ遅れていることにより、コロナ禍での特別定額給付金の支給が非常に遅れたこと等が問題となり、マイナンバーカードの普及促進により、この給付金等の支

給課題を改善することが必要と考えます。

そして、医療機関が閉院となっていることに対しましては、その他の原因も多く、マイナ保険証に限った影響とまでは言えないと考えます。

現状のトラブルとなっている問題はほとんどがヒューマンエラーによるものであることから、この要因の解決に国は全力で取り組むことが重要と考えます。さらに、国民に対して丁寧な対応が必要であり、その上で、システムの総点検や再発防止策等の実施について示すことが必要であり、マイナンバーカードと保険証を一体化するマイナ保険証については人為的なミスを防ぐためにガイドラインを作成し、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書に関しては、本人の申請によらず、マイナ保険証を保有していない人にプッシュ型で一律交付する等が説明されており、マイナ保険証1枚で生活保護の医療扶助や子どもの医療費助成制度を利用できるようにする等の利便性を高めていく取組を進めていくことが重要と考え、本陳情には反対の意見といたします。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も陳情第6号と第9号について意見を述べます。

陳情趣旨の発端は、改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止してマイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証に一本化されることになります。

陳情者は一本化されることへの懸念を幾つか挙げておられますが、まず廃止とは、新たな保険証の発行を廃止するだけなので、紙の保険証は継続して利用可能であることがうたわれています。保険証の廃止後はマイナ保険証があるかないかで病院の受診方法が変わります。マイナ保険証を持っていない人は受診できませんが、資格確認書が届きますから、これを提示すれば受診することができます。この有効期限は5年以内でさらに更新できますので、さらには、この制度は2024年12月から義務化されます。例えば個人番号が証明できること、1枚で本人確認ができること、証券口座開設など民間のオンラインサービスが使えること、コンビニで住民票の写しなど公的証明書を取得できることもあります。なお、健康保険証として利用できる。

これらの課題は、この進んだ民主国家の多様性から来る国民の一人一人からの声を聞きながらも、行政サービスを維持することにあります。その義務化も標準化の一つのリスク回避の方法ととれます。しかしながら、今後の方向として、運転免許証の一体化や民間企業との連携が挙げられており、そこで懸念されることは、個人情報漏えいのリスク、不正利用のリスク、銀行口座とのひもづけ、有効期限がさらに更新する必要があるなど、これは利用上のリスクマネジメントで解決することであり、求められている行政改革や国民意識の向上にもつながるまちづくりの前進を続けるためには、余儀なく国民の負担となる要素は多々多いと思われます。これを乗り越えるのも一つの使命と考えております。

私たちが目指す社会は、国民の利便性の向上、社会保障、税や災害対策などの領域での簡素化、行政の効率化、公平公正の社会の実現、少子化、出生率の低下

など、私たちは少子化、高齢化、人口動態の変化、出生率の低下、産業人口の減少、福祉分野の増加などは、今後のまちづくり、利便性の高い社会を目指して、早急なる実現を期待するものと捉え、本陳情の趣旨に反対の意見といたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、陳情第6号と第9号に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今年4月18日、参議院厚生労働委員会にて、武見厚生労働相は、マイナ保険証の利用率に関係なく、12月に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険に一本化すると述べられています。このとき、マイナ保険の利用率は5.47%であり、廃止に伴って徐々に利用率は上昇するかもしれませんが、依然としてマイナ保険の利用率は低迷しており、国民の多くはマイナ保険の利用について、よく分かっていないか、不信感を持っていると言えます。

マイナ保険の普及が思うように進まないため、政府は、あの手この手で医療DXを推進するため、強引に推し進め、国民の反発を招いております。多額の税金を使って無理強いする前に、もっと国民感情に寄り添い、タイムリミットを持たせた健康保険証廃止を考え直すべきではないでしょうか。

マイナ保険証を使わない国民が多いのは、現行の保険証と比較して利便性が感じられず、個人情報への漏えいの不安が払拭できていないからです。これまでの政府の対応は、国民を直視しての対応だったのか、はなはだ疑問を持ちます。イソップ童話の「北風と太陽」の北風なのが現在の政府のやり方です。時間をかけて使いやすさと不安解消を進める太陽となったほうが国民の信頼を得やすく、長期にわたって根づく制度となります。

そもそもマイナ保険証の取得は任意であり、強制ではありません。マイナ保険のよさを分かっていたらの方々に少しずつマイナ保険証へ移行していただければよいのではないかと考えます。

よって、本陳情にあるように現行の保険証とマイナ保険証の両立を進める意見書を国に提出し、4か月を切った健康保険証廃止の流れを変えるべきということ意見を意見として申し上げ、本陳情2件に対して賛成といたします。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1件ずつ採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず、「陳情第6号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、「陳情第9号、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第7号 伊勢原市に現存する児童館（児童福祉法第40条規定の児童厚生施設）の廃止計画の中止を求める陳情
結 果 不採択

○委員長【大垣真一議員】 次に、「陳情第7号、伊勢原市に現存する児童館（児童福祉法第40条規定の児童厚生施設）の廃止計画の中止を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【勝又澄子議員】 日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、「陳情7号、伊勢原市に現存する児童館（児童福祉法第40条規定の児童厚生施設）の廃止計画の中止を求める陳情」に賛成の意見として述べます。

伊勢原市は、児童館の計画が出されていますが、問題が多くあることが明らかになっています。

児童館は機能移転後に自治会に譲渡、自治会が受け取らなければ廃止という計画です。児童館機能は、ゼロ歳児から18歳未満の子どもたちが無料で自由に利用でき、指導員の方がいるため、安心して遊びに行くことができる児童福祉施設です。市の移転先として挙げている場所は児童コミュニティクラブ、放課後子ども教室などです。児童コミュニティクラブは就業している保護者の家庭などの小学生の生活の場所です。放課後子ども教室は、登録している小学生のための施設です。どちらも対象が限られ、児童館の機能とは全く違うため、機能移転先にはなりません。

また、市は、地元自治会が児童館機能を継続とも言っていますが、自治会に児童館の運営を引き渡すことになれば、市は自治会に責任を押しつけることになり、児童館の運営の要件を見ても、自治会が運営することは難しいと感じます。

また、伊勢原市の児童館の建物も建築され50年前後の古い建物が多く、耐震が不足している建物を自治会に譲渡という計画でしたが、今になって、県からの指摘により、耐震が不足している建物を自治会に譲渡することができないことが分かりました。

児童館は、整備するための国庫補助があり、この補助を使い、耐震補強などをすべきだと考えますが、市は、この国庫補助を使うことも考えていません。こども家庭庁は、中学生、高校生の施設としても期待をしており、中学生、高校生世代に対応を図る児童館には補助率を上げています。伊勢原市の児童館も現代に合わせ、国庫補助を活用し、中学生、高校生の利用のさらなる拡大をすることで、児童館の機能を強化し、継続するべきではないでしょうか。

今までも利用している子どもたちの意見などを聞いて、伊勢原市は計画策定を行っていません。児童館に行く子どもたちから、児童館は楽しい、なくさないでという声を聞きます。子どもの声を反映した計画をつくることは大切なことです。

以上のことから、伊勢原市の児童館の計画はつくり直し、児童館を継続するべきだと考え、陳情第7号に賛成の意見といたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、私からも、陳情第7号について意見を申し上げます。

まず、本市が進める公共施設の譲渡の観点から意見を申し上げます。人口減少や少子高齢化が進展する中、本市においては将来的に厳しい財政状況が見込まれます。将来にわたり、安全安心な行政サービスを継続して提供する一つの方策として、老朽化した公共施設への対応と公共施設の最適化を図る必要があります。現在、本市では、児童館のほか、建設当初、様々な行政目的で整備した市有の地域集会所、福祉館、老人憩の家などの施設を保有しています。その利用状況を見ると、多くの施設が地元自治会をはじめとする地域団体の自主的な活動の場となっています。こうした施設は利用者が地域住民に限定されていること等から、地域の自主的かつ主体的な管理により運営していくことが望ましいとの考えから、施設の地域への譲渡を推進しています。

また、市内にある地域集会所等の全体の約7割が地元自治会等の民間が所有する施設であることなどから、市では、公共施設等総合管理計画や公共施設再配置プランを策定し、地域集会所等の利用実態と管理面、運営面の公平性を鑑み、地元自治会への無償譲渡を基本として、児童館についても無償譲渡の対象としています。本市の財政状況、地域集会所の公平性等の観点から、公共施設の譲渡という基本的な考え方には賛成するものです。

次に、児童館機能の観点から考えますと、児童館は、これまで子どもたちの居場所として、また、児童の健全育成の場として地域の中で大きな役割を担ってきました。あわせて、地域コミュニティ活動の場としても重要な役割を果たしてきました。国では、こども大綱の中で、全ての子ども、若者が年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であるという考え方を示しています。こうした考えに基づき、現在、市では、児童館の譲渡に当たり、地域団体やNPO法人等との連携・協働により、地域コミュニティの中に多種多様な子どもの居場所を確保する取組を検討するとしています。具体的には、学校施設や公民館、コミュニティセンター等の地域の活動拠点となる施設に子どもの居場所を確保することや、児童館を自治会に譲渡した後の地域集会施設で、市が主体となって、地域住民の協力を得て実施する子ども居場所づくりに取り組んでいくこととしています。

一方で、各児童館の利用状況、特に子どもの利用状況を見ると、児童館として担ってきた役割が薄れてきている児童館もあるのが現状です。こうした児童館については、改めて児童館としての位置づけが必要であるか、利用実態から児童館ではなく、地域集会所として位置づけを変えること、さらに先ほど申し上げた子どもの居場所という機能面から、必ずしも児童館としての位置づけが必要ではないのではないかと思われます。

また、一部の自治会では、児童館を廃止し、地元自治会が市の補助金を活用しながら、新たに地域集会所を建設し、建設後には、その地域集会所を自治会が中心になり、地元の子どもたちの放課後等の居場所として運営、協力する予定の自治会もあるようです。こうしたことから、この機会に改めて児童館としての位置づけを整理することも必要ではないか。

さらに、現在、市では子どもの居場所づくりの取組方針の策定を進めているところから、本陳情については不採択とします。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も陳情第7号について意見を述べます。

陳情者は、児童館13施設のうち12施設の廃止計画案について、その計画案の是正を求めておられます。この陳情を受け入れるには、第1に児童館は昭和42年から昭和58年頃からの木造建設が多く、はや40年以上は経過しているので、老朽化のため、移設や建て替え、耐震補強建設などの使用上の安全性を確保する条件が来ていることも確かなことであります。

また、現代社会は児童館施設建設当時がありました不登校やひきこもりなどの居場所で施設建設要望などが多々ありましたが、現在は、児童生徒の減少、学童保育、児童クラブ、学校での放課後子ども教室の増設充実など、市事業や民間事業も併せて保護者が選べる環境も整いつつあります。さらには、国の流れも昭和38年頃に始まった児童館建設補助金も平成9年に廃止、平成24年には児童館事業も廃止という時代の流れもあります。そのことについては新しい試みもあると聞いております。

公共施設の建て替えや更新については、5、6年のスパンで市民サービスを考えるのではなくて、長期的な計画の下、社会状況や経済状況、市民生活の変化など、あらゆる将来の成長ファクターを織り込んで考えなければ、その場しのぎの市財源の悪化や経済効果の低下を招くことになり、さらには市民生活の向上やまちづくりの阻害要因にもなると考えられます。そのため、伊勢原市では令和5年に公共施設等管理計画を発表して、児童館を含め、今後の公共施設の再配置計画を始めたところであります。

一方、市内小中学校14校の児童生徒の減少で、令和5年段階で9校の小規模化が現れ、学校施設の老朽化はもとより今後の施設の再利活用や複合施設、廃校など計画に入れておかなければならない時期に来ていることは確かであります。さらには、少子化の波の中で、全国には豊かな教育の試行として、何校かの小中一貫校建設の視野も届いております。そのように多様な市民ニーズに応えるべく、再配置計画は周到な準備と、市民周知をもって進めなければならないと考えております。

陳情者の趣旨は十二分に理解しようとしたしましたが、今、必要としている事柄のリスク解消と将来の伊勢原のまちづくりとを一体化の発想でこの時期を乗り越えることは大切な政治判断と考えております。その意味で、市側提案の施設再配置計画に賛同の立場から、陳情趣旨に反対の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】 私からも陳情第7号の意見を述べます。

本陳情提出者の陳情内容につきましては、まず、児童館の廃止計画とのことですが、そのような内容についての計画は承知しておりません。

次に、子どもの居場所づくりについても様々な御意見があることは理解いたしますが、引き続き子どもの居場所づくり及び児童館の安全安心な運営について、市に取り組むことを要望してまいります。

以上のことから、本陳情については反対の意見といたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも陳情第7号に対して意見を申し上げます。

本市には数多くの児童館があり、子どもたちの安心できる居場所として、これまで児童館は一定の役割を果たしてきたと評価します。子どもたちは、自宅や学校と異なった公共の場所で仲間たちとの時間を共有し、遊びを覚え、児童館指導員さんたちとの交流を楽しみ、児童館が子どもたちの健全な成長に大変役立ってきたと理解します。しかしながら、それらの児童館の建物は年々老朽化し、耐震性を満たしていない、あるいは満たさない可能性もある児童館があるということも徐々に判明してきました。今後、公共施設マネジメント課を中心に中長期にわたり、児童館を含めた多くの公共施設について、建て替え、大規模修繕や廃止が検討されています。

陳情には、市側がいまだにかたくなに計画を続行する意向のようがありますが、市は、現在、各児童館の地元移管、法人化などを自治会と協議して進めており、一部の自治会では引き続き児童館機能を持たせた自治会館、あるいは地域集会所として再生させようと動いております。よって、児童館をどうしたいのか、自治会によって異なり、地域事情も異なってきます。各自治会で各児童館で子どもたちの利用状況やニーズも大きく異なるため、一律に現在の児童館をこれまでどおり維持するということが賢明な選択とは言えないのではないのでしょうか。

市民運動の一環として児童館存続を求める会の署名活動に1200以上も集めたことには心より敬意を払いたいと思います。しかし、添付いただいた署名は伊勢原市の人口の1.2%しか占められておりません。残念ながら、少子化の時代にあっても子どもたちが過ごしやすい環境を市が提供する努力は決して怠ってはなりません。子どもたちの放課後や休日の過ごし方に市が最大限の努力をしてくべきですが、今回の陳情に関しては不採択とさせていただきます。

以上です。

○委員長【大垣真一議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【大垣真一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件及び陳情の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【大垣真一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前 10 時 41 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 6 年 8 月 23 日

教育福祉常任委員会
委員長 大 垣 真 一